

【様式2】

法人の概要

(令和3年8月現在)

ふりがな 法人名	よこはまこうふうとかぶしきがいしゃ 横浜港埠頭株式会社			
所在地	〒231-0023 横浜市中区山下町2番地	電話番号	045 (671) 7291	
代表者	伊東 慎介	FAX	045 (671) 7289	
設立年月日	平成23年(2011年)7月26日			
沿革	<p>昭和57年(1982年)3月 京浜外貿埠頭公団の業務を財団法人横浜港埠頭公社が承継 平成19年(2007年)4月 横浜港の公共コンテナターミナルの管理(指定管理者)開始 平成21年(2009年)4月 京浜三港の入港料徴収業務(受託)開始 平成23年(2011年)4月 横浜港の在来ふ頭の管理(指定管理者)開始 平成23年(2011年)7月 横浜港埠頭株式会社設立 平成24年(2012年)4月 横浜港埠頭株式会社が横浜港における公社の業務を承継 平成24年(2012年)12月 特例港湾運営会社の指定を受ける 平成28年(2016年)1月 横浜川崎国際港湾(株)(YKIP)設立 コンテナターミナル運営事業を同社に移管</p>			
業務内容	<p>1 外貿埠頭事業 (1) 外貿埠頭の建設、貸付及び管理 (2) 外貿埠頭の円滑な利用を確保するための必要な関係施設の建設及び管理 (3) 関連港湾施設の工事の受託 2 物流等関連施設管理運営事業 3 環境整備基金事業 4 建設発生土受入事業</p>			
主な実績	<p>1 外貿埠頭事業 管理施設: 多目的ターミナル3ヶ所(DC1,2,HA)、在来ターミナル8ヶ所(DL1-8)、 コンテナターミナル設備(建築物、ガントリークレーン、照明塔等)10ヶ所(MC1- 3,HD1,4,5,HBC,DC3,4,DT-9) 2 物流等関連施設管理運営事業 管理施設: 「物流等関連施設指定管理」及び「物流等関連施設指定管理関連業務委 託」の施設 3 環境整備基金事業 令和2年度 海底清掃: ゴミ回収量6.95t、稚魚放流: 70,000尾 4 建設発生土受入事業 令和2年度 土砂受入土量: 460,000 m³</p>			
財政状況 (過去3年 間について 記入してく ださい)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	総収入	10,640,204千円	10,102,070千円	9,446,072千円
	総支出	9,752,888千円	10,017,943千円	8,980,808千円
	当期損益	887,316千円	84,127千円	465,264千円
	累積損益	1,129,887千円	1,214,014千円	1,679,278千円
連絡担当者	<p>【氏名】 ██████████ 【所属】 総務部総務課 【電話】 045-671-7291 【FAX】 045-671-7289 【E-mail】 ██████████</p>			

【様式3(1)】

1 管理運営の基本方針

(1) 物流等関連施設を運営するための基本的な知識、能力

■本施設を運営するうえで必要な知識、能力、経験等について記述してください。

1 はじめに

弊社は、昭和42年設立の京浜外貿埠頭公団（以下「公団」という）に始まり、財団法人横浜港埠頭公社（以下「公社」という）から横浜港埠頭株式会社へと変遷し、時代と共に業務の内容を拡大してきました。

「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社」である弊社が、横浜港の物流関連施設の指定管理者となり自社保有の港湾物流施設とともに、横浜港の港湾施設を一体的に管理することで、横浜港のより効率的な港湾運営を実現してきました。

今後も横浜港の国際競争力強化に向け「集貨」「創貨」「競争力強化」に取り組むとともに選ばれる港、使いやすい港、安全・安心な港を目指していきます。

2 横浜港埠頭株式会社の沿革

(1) 京浜外貿埠頭公団及び財団法人横浜港埠頭公社

1960年代のコンテナリゼーションの急速な進展とともに、昭和42年8月外貿埠頭公団法が制定、同年10月に現在の横浜港埠頭株式会社の前身となる京浜外貿埠頭公団が設立されました。

公団は、コンテナターミナル及びライナーターミナルを順次整備し、外航貨物定期航路事業者及び一般港湾運送事業者に専用的に貸付けるなど、我が国港湾の発展に重要な役割を果たしました。

昭和56年12月財団法人横浜港埠頭公社が設立され、昭和57年3月「外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」により、公団の業務及び資産は公社に承継されました。

その後公社は、コンテナ船の大型化やコンテナ貨物の増加に対応するため、港湾局と連携し横浜港の専用コンテナターミナル整備を進めてきました。

(2) 指定管理者としての財団法人横浜港埠頭公社（第一期及び第二期指定管理者）

公社は平成19年度から平成22年度まで4年間「横浜市コンテナターミナル関連施設」の指定管理者として、公共コンテナターミナルと公社ターミナルの一体利用の促進を図るなど、施設使用者が利用しやすい管理運営に努めてきました。

平成23年4月横浜市コンテナターミナル関連施設に加え、新たに在来ふ頭の関連施設を含めた「物流等関連施設」の指定管理者として、横浜港の物流関連港湾施設の一元的な管理運営を開始しました。

(3) 財団法人横浜港埠頭公社から横浜港埠頭株式会社へ（第三期指定管理者）

平成23年7月26日横浜港埠頭株式会社が設立され、平成24年4月1日に「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」に基づく指定会社として、一切の権利及び業務を承継した時をもって公社は解散し、弊社がその後の指定管理業務を引き継ぎました。第二期指定管理者期間に続き、平成28年4月より第三期指定管理者として、指定管理業務を実施しました。

(4) 特例港湾運営会社としての横浜港埠頭株式会社

平成24年12月国の「国際コンテナ戦略港湾」施策のもと、国土交通大臣から「港湾法に基づく特例港湾運営会社」の指定を受け、コンテナターミナルは弊社に貸付けされることになり、指定管理者の対象施設から外れましたが、引き続き横浜港の物流関連港湾施設を一元的に管理運営してきました。

(5) 京浜港の港湾運営会社として横浜川崎国際港湾株式会社の設立

平成28年1月国際コンテナ戦略港湾政策を強力に推進することを目的に弊社から新設分割する形で「横浜川崎国際港湾株式会社（以下「YKIP」という）」が設立され、弊社のコンテナターミナル運営事業を移管しました。

弊社は引き続き自社保有の在来物流施設（多目的ターミナル、ライナーターミナル）の

管理運営及び公共の在来物流施設の指定管理業務を担うとともに、コンテナターミナルについても弊社保有物流施設の貸付けや各種業務の受託等を通じ、YKIP が推進する各種の施策に積極的に連携、協力しながら、横浜港の国際競争力の強化に貢献してきました。

3 弊社の経営理念と経験・知識・能力

(1) 経営理念

弊社の経営理念は、「物流施設の整備・管理運営を通して横浜港への船舶・貨物の集中を図り、国際海上貨物輸送網におけるメインポートである横浜港の発展を担い、もって、わが国経済の成長に寄与し、活力ある地域社会づくりに貢献すること」です。

(2) 豊富な経験・知識・能力

① 港湾施設の建設・管理・運営会社として

弊社は今日まで、公団及び公社から受け継いできたコンテナターミナルやライナーターミナルの建設・管理運営のノウハウや、設備機器の点検・維持修繕情報を蓄積するとともに、利用者との良好な関係を構築してきました。

また、コンテナターミナルから多目的ターミナルへの利用転換や、利用者の再配置及び荷さばき地、上屋施設の有効活用を行ってきました。

平成 28 年 3 月からは、弊社保有の在来物流施設の運営とともに、港湾運営会社である YKIP へのコンテナターミナル施設の貸付、新規ターミナル整備や施設の維持管理業務を受託することで、横浜港の国際コンテナ戦略港湾政策についても深い見識を有しています。

② 指定管理者として

平成 19 年度からは「横浜市コンテナターミナル関連施設」の指定管理者として、更に平成 23 年度からは在来物流施設を含めた「物流等関連施設」の指定管理者としてコンテナターミナル、自動車ターミナル、在来物流施設等の管理経験・知識を最大限に活かし、これらの施設が配置されているふ頭全体を一体的に管理運営することができます。

令和元年度は、台風 15・19 号の影響による被災箇所の早期利用に向けた迅速な対応、令和 2 年度はコロナ対応としてダイヤモンドプリンセス号の着岸による物流機能への影響が最小限になるよう荷さばき地調整や利用者調整を行いました。

③ 現場力

平成 23 年度より 3 か所の現場管理事務所を配置していることで、物流施設の使用状況や施設特性の把握に基づく「現場力」を最大限発揮し、弊社にしかできない利用者目線のサービスを提供するとともに、港湾施設条例や関連法令に基づく公平・公正な物流施設の円滑な活用を推進することができます。

また、PDCA サイクルにより利用者が安全に使用できるよう、施設の適正な維持管理と迅速な修繕対応、危機管理体制を構築し、港におけるエッセンシャルワーカーとしての務めを果たすことができます。

④ 技術力

港湾運営を支える更なる技術向上のための先進技術の研究や温室効果ガス排出削減に向けた取組み強化等、意欲旺盛なチャレンジ精神を有しています。

具体的取組として、横浜市港湾局、YKIP との協業によるカーボンニュートラルポートの形成に向けた水素利活用システムの研究、その他再生可能エネルギー電力や省エネルギー設備の導入にも取り組んでいます。

このように弊社は、専用貸付方式によるコンテナターミナルやライナーターミナルに加え、公共コンテナターミナルや在来関連施設の指定管理業務を通して培ってきた豊富な経験と知識、能力を有しています。

今後も横浜港の港湾計画・港湾局の運営方針、港湾局の進める施策を理解し、横浜港の効率的・効果的な運営と利用者サービスの向上に努めていくとともに、これまでの施設の利用転換や再配置の経験を活かし、横浜港の国際競争力強化に貢献していきます。

A 4 版 1 枚（表裏使用可）以内で記述してください。

【様式3（2）】

1 管理運営の基本方針

(2) 物流等関連施設運営の基本方針

- 物流等関連施設の管理運営業務全般を進めていくための運営方針を記述してください。
- 施設の活用方法や公平な利用を図るための取り組みを記述してください。
- 物流等関連施設の特性を踏まえ、管理、運営業務を実施していくにあたっての取り組みを記述してください。

1 中期経営計画（2021～2025）

港湾をめぐる状況は経済のグローバル化の進展などを受け大きく変化しています。海運業界では、邦船3社による定期コンテナ船事業の経営統合をはじめとする世界規模での船会社の合従連衡や海運アライアンスの再編が進展し、北米・欧州航路といった基幹航路を運航するコンテナ船の大型化による寄港地の集約が進んでいます。

その結果、経済発展の増大が著しい中国や大水深ターミナルを有する韓国の存在感が増し、日本国内主要港の相対的な地位低下が指摘されています。

また、近年では新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、輸出入貨物にも大きな影響を及ぼしています。

弊社では、目まぐるしく変化する港湾を取り巻く状況に対応し、横浜港及び弊社が持続的に成長することを目指して2021年度～2025年度の中期経営計画を策定し、これまでのライナー・多目的ターミナル等の管理運営事業に加えて、ロジスティクス関連事業を弊社事業の新たな柱と位置づけ、横浜港の競争力強化に貢献できるよう取り組んでいきます。

また、環境問題への対応など利用者に優れた価値を提供できる港湾運営を目指すとともに自然災害や感染症など非常事態への組織的な対応力を高め、経営基盤の強化を図ります。

2 弊社の取組方針

弊社は横浜市の要請のもと、横浜港の運営という重要な社会的使命を担う「公」の側面を持つと同時に、株式会社という「民」の側面を併せ持った企業です。

それは即ち、横浜港の運営という公共性の高い事業を担いつつ、民の視点に立った自由な発想、創意工夫により横浜港の国際競争力強化を求められている会社ということであり、今後も弊社経営理念に基づき、横浜港の発展や活力ある地域社会づくりに貢献できるよう取り組んでいきます。

(1) 重点取組項目

弊社が、横浜港の物流等関連施設の指定管理者（横浜港の物流を担うプロデューサー）として管理運営を行い、コンテナターミナルの管理運営会社である YKIP と連携し、今後のふ頭再編を踏まえた取組を進めることで、横浜港の競争力強化が実現できると考えています。

① 選ばれる港づくり

- ・ 物流施設の整備・管理運営をとおして横浜港への船舶・貨物の集中を図るとともに横浜港の再編においては、利用者調整・施設の再配置を適切に行います。
- ・ 弊社多目的ターミナルやライナーターミナルと公共荷さばき地・ふ頭用地（指定管理施設）の相互補完による利用者への豊富なサービス提供を図ります。
- ・ 自動車船の公共岸壁と弊社保有岸壁での相互融通による配船機能強化を図ります。

② 使いやすい港づくり

- ・ 多様な港湾物流施設運営のノウハウや経験を活かし、弊社保有施設を含め効率的かつ公平・公正な施設運営を行い、利用者サービスの向上を図ります。
- ・ 公共在来施設を管理するにあたり、貨物動向（完成自動車、アルミインゴット等）を把握し、多様なニーズの変化に対応してきました。また、港湾局へ取扱量データを提供することで各種施策へ反映させることができました。今後も現場でしか吸い

上げられない利用者の情報・要望を反映した、「現場力」を活かした使いやすい港づくりに向けた施設運営を図っていきます。

③ 安全・安心で環境にやさしい港づくり

- ・台風や地震等の自然災害、新型コロナウイルス等の感染症に対応した体制を維持し、横浜港のエッセンシャルワーカーとして役割を果たします。
- ・台風被害対策として、弊社はこれまで風水害等による港湾施設被害に対して関係各所と連携しながら港湾機能の維持に向けた応急復旧・本復旧を実施してきました。
- ・近年では、令和元年に発生した台風15号・19号の被害に際して、台風通過後に現場状況を熟知した現場事務所が中心となり被害状況確認や停電状況など関係各所と連携を図りながら情報収集を行い、港湾道路上の倒木やガードレールの倒壊等、港湾機能の支障となる被害に対して当日中に緊急対応を実施しました。
その後の復旧作業については弊社施設課が一括で修繕にあたることで、効率的かつ迅速に応急復旧・本復旧を完了させることができました。
今後も現場状況を熟知した弊社がノウハウを活用し、円滑な物流機能の維持を図っていきます。
- ・カーボンニュートラルポートの実現に向けて、横浜市等と連携した事業（水素利活用）を進めるとともに、指定管理者として再生可能エネルギー100%の電力導入に向けた提案をしていきます。

(2) 公平公正な利用に向けて

- ・公の施設の管理者であることを踏まえ、関係法令や条例の理解を深めることは不可欠です。そこで、弊社では定期的な社内研修を実施し、これらの理解度を高めています。
同時に港湾をめぐる周辺環境（海運会社の集約化や景気動向）の変化を考慮し、利用実態に合わせバランスのとれた施設運営を行います。

A 4版1枚（表裏使用可）以内で記述してください。

【様式3 (3)】

2 管理運営の安定性

(1) 管理体制及び組織

■施設を適切に管理運営する組織の構成及び組織図、それぞれの担当業務と考え方について記述してください。

■管理責任者及び管理体制について明確に記述してください。

1 取締役会・株主総会

弊社の運営は、港湾管理者や外航海運及び港湾運送に関する事業者を含む役員によって構成された取締役会で、弊社業務に関する重要事項を議決・執行しています。

また、弊社の株式を有する株主によって構成される株主総会を行い、法律に規定する事項及び定款に定められたものについて決議しています。

「指定管理第四期申請」についても、これらの機関から、その事業内容や事業効果等について幅広い視点からの指摘やアドバイスをいただき、より適正な事務執行を図っていきます。

2 組織

横浜港の運営主体として、力強く、より専門性の高いサービスが提供できる会社を目指し、組織体制の強化や人材育成など、“弊社の経営基盤強化”を図ります。

総務部、運営部、技術部の3つの部を設け、外貿埠頭事業、物流等関連施設管理運営事業、環境整備基金事業、建設発生土受入事業の4つの事業を行っています。

総務部 : 庶務、人事労務、会計等

運営部 : 港湾施設（弊社保有物流施設、公共物流施設等）の管理運営等

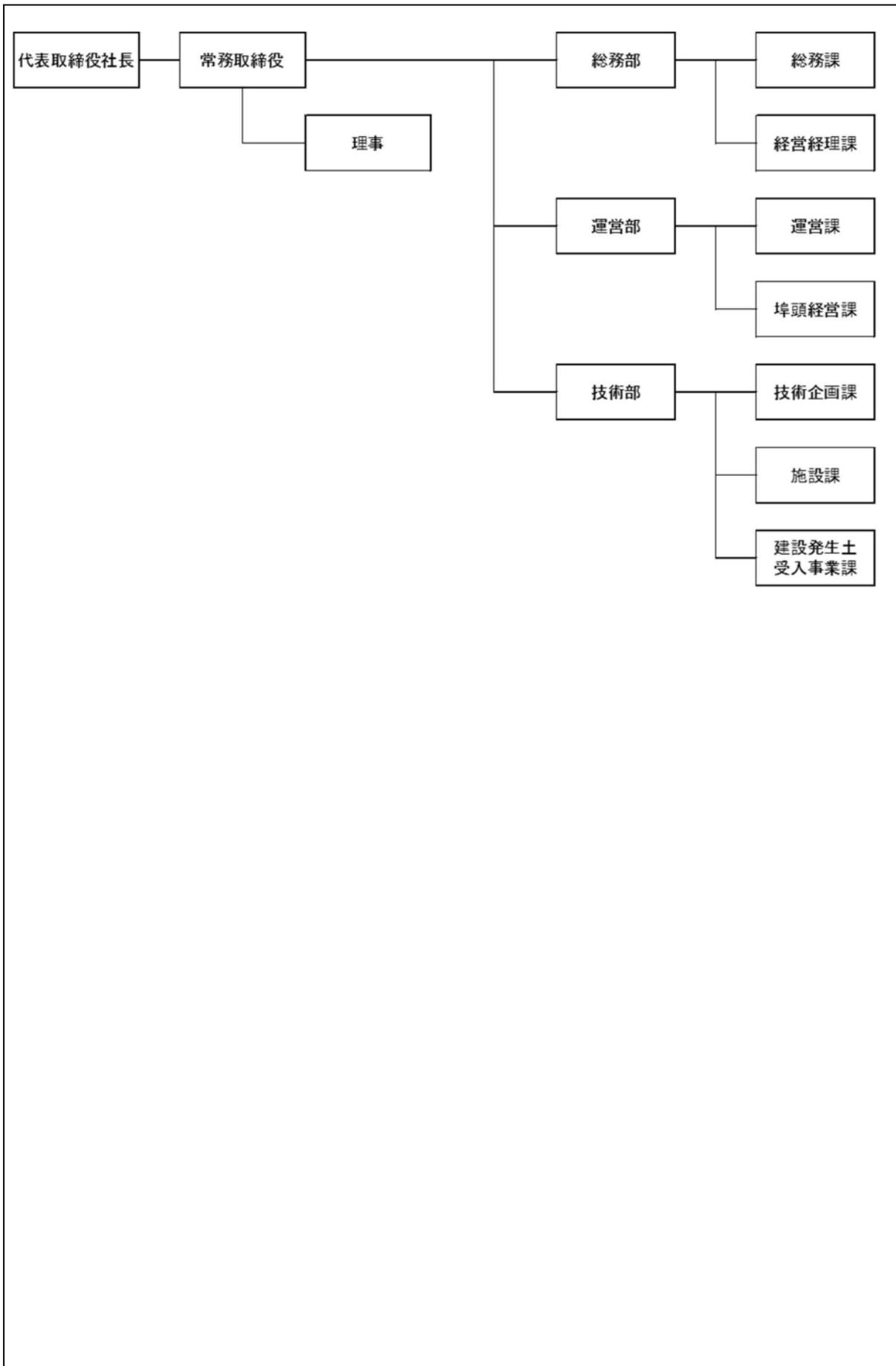
技術部 : 港湾施設の建設及び維持保全等

3 指定管理の管理体制

物流関連施設の指定管理業務の実施にあたっては、各施設の効率的運営とふ頭全体の一体的管理運営を推進し、横浜港の更なる発展を目指していきます。

運営部は、「運営課」・「埠頭経営課」の2課体制とし、埠頭経営課は本牧ふ頭、山下ふ頭、大黒ふ頭の3カ所に現場事務所を設置しており、迅速に対応できるよう「現場力」を強化しています。

技術部は、「施設課」を中心に施設・設備の点検、維持修繕業務にあたります。



A 4版1枚 (表裏使用可) 以内で記述してください。

【様式3（4）】

2 管理運営の安定性

(2) 人員配置計画

■業務を行うにあたり、具体的な人員配置、責任の所在等について記述してください。

■業務に携わる職員の人材育成について記述してください。

1 人員配置

弊社は、横浜港の物流関連施設の整備、管理運営、横浜港の利用促進を行う中で、専門知識・経験を養った社員を数多く有しており、これらの社員を各部署に適正に配置するとともに、利用者サービスの向上を図るため「利用者目線」を考慮した効率的かつ機動的な体制により、円滑な指定管理業務を遂行していきます。

所管課	担当業務	配置人員
総務課	人事、庶務、労務等	1
経営経理課	財務、会計	2
埠頭経営課	港湾施設（公共物流施設等）の管理運営	7
施設課	土木、建設、電気、機械施設の建設、改良、維持等	7
計		17人

2 責任の所在

指定管理業務の実施にあたっては、運営部長を主管部長とし、関連部署が連携を取りながら業務を分担し、利用者ニーズを踏まえて着実に各業務を遂行していきます。

3 業務に携わる職員の人材育成について

横浜港の運営主体として、力強く、より専門性の高いサービスが提供できる会社を目指し、組織的な人材育成の強化を図ります。

「自ら考え、自ら行動」できるプロフェッショナルな人材を育成するため、「人事考課」、「人事異動」、「研修」を効果的に連携させた継続的な人材育成を行うとともに、人事考課制度の浸透・活用、他団体（YKIP、株式会社横浜港国際流通センター等）・機関等との人事交流を行います。

【様式3 (5)】

2 管理運営の安定性

(3) 管理実績

■本施設と同様又は類似する施設の管理実績について記述してください。

1 コンテナターミナルについて

弊社は、昭和44年の本牧A-8コンテナターミナル供用から半世紀近くの間、延べ14か所に渡るコンテナターミナルの貸付事業及び管理運営を行い、横浜港の国際物流の担い手を務めてまいりました。

現在は、コンテナターミナルの管理運営はYKIPに移管されましたが、弊社は施設の維持修繕や新規ターミナルの整備について受託しており、昨年度供用開始された南本牧MC-4コンテナターミナルの整備についても、弊社が請け負いました。

また、コンテナターミナルの外郭施設であるシャーン整理場は、弊社が一括して管理運営を行っており、依然として弊社とコンテナターミナルの繋がりは強いものとなっています。

2 在来物流施設・自動車船ターミナルについて

コンテナターミナルと同時に弊社では大黒ふ頭を中心に在来物流施設の整備・貸付・管理運営を行ってきました。

また、遊休化した自社保有施設の有効活用策として、コンテナターミナル(大黒C-1・C-2)を自動車船ターミナルへと利用転換しました。同ターミナルは横浜港の取扱貨物量増加に寄与しており引き続き既存施設(大黒C-4)の利用転換を進めていきます。

3 指定管理者として

平成19年度からは「横浜市コンテナターミナル関連施設」の指定管理者として、更に平成23年度からは在来物流施設を含めた「物流等関連施設」の指定管理者として、計15年間に渡って利用者目線による施設の利便性を考慮した一体的運営を行う等、横浜港の物流施設の全般を安定的に管理しており、利用者から高い評価を得ています。

特に施設の維持修繕については、公団・公社時代から培った知識に加え、第一期～第三期指定管理期間の経験などを活かし、維持管理にかかる同種工事や点検業務の一括発注、保安用品や土木補修資材といった共通物品の一括購入等、効率的かつ効果的な修繕を実施してきました。

令和2年度には、242件の点検・修繕を実施したほか、港湾局が実施する修繕についても的確なユーザー調整を実施し、物流機能への影響を最小限に抑えました。

弊社は今後も今まで培った知識・経験による「現場力」、利用者と共に築き上げた「信頼関係」を活かし、利用者サービスの更なる向上と効率的な管理運営を行っていきます。

【様式3（6）】

2 管理運営の安定性

(4) 経営基盤

■法人等の経営状況について、過去の実績（過去3か年以内）を記述してください。

1 過去3年間の経営状況

過去3年間の経営状況は以下のとおりです。

令和2年度は約4億円の黒字を計上しており、平成30年度以降3年連続で黒字を計上しています。

単位：百万円

	収入 (A)	支出 (B)	(A) - (B)
平成30年度	10,640	9,752	887
令和元年度	10,102	10,017	84
令和2年度	9,446	8,980	465

2 令和2年度経営状況

令和2年度における弊社の経営状況は、貸借対照表の通り、資産約515億円に対して、負債約220億で、資本及び利益剰余金を合わせた資本合計は約295億円となります。そのうち利益剰余金(当期純利益を含む)は、約12億円となっています。

なお、財務基盤の指標である自己資本比率は57.3%、短期支払い能力の指標となる流動比率については、176.6%となっており、安定した経営を行っています。

【貸借対照表】

単位：百万円

流動資産	10,787
現預金	6,656
有価証券	3,712
貯蔵品	55
未収金	268
前払費用	36
前払金	43
未収収益	14
繰延税金資産	0
固定資産	40,789
事業資産	32,003
建設仮勘定	9
無形固定資産	103
投資その他の資産	8,672
【資産合計】	51,577
流動負債	6,108
固定負債	15,572
引当金	359
【負債合計】	22,039
資本金	15,028
資本剰余金	13,280
利益剰余金	1,229
【資本合計】	29,537
【負債及び資本合計】	51,577

【様式3（7）】

3 管理運営に関する提案

(1) 効率的な管理、利便性向上による利用促進

- 本施設の効率的な管理や利便性の向上による利用促進策について記述してください。
- 利用者ニーズや意見、要望などを受け、運営に反映させる体制について、具体的に記述してください。
- 利用者への接遇の向上について、具体的な対応策を記述してください。

1 自社保有施設及び公共物流施設の相互融通等

公共の在来物流施設を管理運営するにあたり、自社保有施設で取り扱われている完成自動車、アルミインゴット等の在来貨物の一部を公共物流施設で受け入れ、変化する貨物動向に柔軟に対応してきました。

特に大黒ふ頭では、公共物流施設を中心に多くの完成自動車を扱っており、横浜港における完成自動車物流の中心的役割を果たしています。弊社はこれまで公共物流施設（荷さばき地等）と自社保有施設の一体管理を通じて、公共物流施設利用者に対して自社保有施設を提供する等の効率的な運用を行ってきました。

今後も自社保有施設と公共物流施設の更なる相互融通を促進することで、利用者ニーズに答えていきます

2 在来物流施設の効率的利用と活用

横浜港は、コンテナターミナルの他、各ふ頭に完成自動車、中古自動車、建設機械、建設骨材など、多種類の貨物を取り扱う総合港湾です。これらの貨物は、時節の動静やマーケットの需要に左右されることも多く、その波動性から柔軟な対応が不可欠となっています。

本牧ふ頭を中心とした公共上屋ではコンテナへの貨物の積み込み、積み出し作業が行われており、コンテナターミナルと密接な関係があります。

公共上屋や荷さばき地の効率的利用、利用者の新たな貨物誘致による施設利用の要望に応える等、荷主動向を踏まえた利用者ニーズに的確に対応するため、引き続き弊社が各ふ頭の施設を一体的に管理し、総合的かつ横断的な調整を行っていきます。

今後も公共物流施設の再整備、自社保有施設のふ頭再編成にともなう新たな用地の活用や、施設の利用方法の見直し、施設のレイアウト変更等を行うことでより効率的な施設運営の実現を目指します。

特に主要取扱貨物である完成自動車の動向については、より幅広いデータ提供を行うべく、指定管理施設だけでなく自社保有施設の取扱量を合わせて港湾局に報告し、利用者からのふ頭内自動車蔵置場についての要望等、施設利用に関する各種施策へ反映させました。

同時に横浜市港湾局が進める大黒ふ頭の自動車ターミナル化においては、自社保有施設の有効的な活用や、利用者調整・再配置において弊社の知見を活用していきます。

3 横浜港における総合調整窓口

横浜港における公共物流施設の管理運営を指定管理者として弊社が担うことにより、使いやすい港づくりを推進してきました。弊社は「利用者目線」の重要性を考慮し、現場に事務所を設け、日々の巡回時に各利用者の要望や交通問題をはじめとする施設利用上の様々な課題を迅速に把握するとともに、その対応を実施してきました。

第四期指定管理期間においては、弊社コンテナターミナルの管理運営で得た知識、15年間の指定管理期間で培った経験を活かし、「横浜港における総合調整窓口」として、現場管理事務所を通じ得られる利用者からの情報やこれまでの知識を基に、現場目線で総合港湾・横浜港の更なる発展に向けた提案を行っていきます。

4 利用者への接遇の向上

横浜港の物流施設利用者のニーズと施設利用状況を把握するために定期的なアンケート調査を実施し、これに基づく真摯な施設運営に取り組んできました。

アンケートでは接遇レベルの調査も行い、調査結果を分析し課題整理をすることにより、社員の接遇レベルを向上させ、利用者目線に立った対応を行うことで利用者満足度を高めています。

今後も『横浜港における実質的な管理者』として、施設の管理運営の基礎となる条例規則等の理解を深めるとともに、現場管理事務所で得られる情報を最大限活用し、現場でしか感じ取れない利用者の声、要望を吸い上げた施設運営を行うことで利用者へのサービス向上に努めていきます。

A 4版1枚（表裏使用可）以内で記述してください。

【様式3（8）】

3 管理運営に関する提案

(2) 複数施設一体管理の方策と経費節減策

■自社の施設と公の施設の連携によって期待される効果とコスト削減について、具体的に記述してください。

■管理経費の節減に向けた具体的な提案について記述してください。

弊社は平成23年度から横浜港内の3か所に現場管理事務所を設置し、港湾局が管理事務所を廃止した平成24年度以降、指定管理業務及び関連業務委託が徐々に拡大化されていく中、より効率的な配置となるよう管轄エリアや担当業務を変更し、現行の人員体制で横浜港のほぼ全域を管理運営してきました。この実績は、弊社ならではの経験や体制が成し得るものと考えています。

限られた指定管理料で「可能な限りの最小コストで、最大限のメリット」を生み出せるよう、今後もこれまで培ってきた経験を活かし、業務の質を向上させ、効率的な運用を続けていきます。

1 経費削減について

経費削減について、弊社では当社所有施設と指定管理施設の維持管理にかかる同種工事の一括発注によるコスト削減や同種設備における共通物品などの一括購入により、スケールメリットを追求することで、維持修繕にかかるコストの削減を実施してきました。

【具体例】

- ① 土木等維持修繕工事
- ② 消防設備点検
- ③ 上屋等建築設備点検、補修工事
- ④ 共通物品（保安用品や土木補修資材）一括購入

前期の指定管理期間中においては、人件費や諸物価の上昇がありましたが、横浜市からの指定管理料は据え置かれていたこともあり、警備費などの再委託にかかる契約価格の抑制を図るため、発注の集約化等の工夫を凝らすことで対応してきました。

【具体例】

- ① 巡回警備・門衛業務などの同種案件の集約化
- ② 清掃業務・警備業務などのエリア別の集約化
- ③ 道路清掃・草刈り・剪定業務の複数年契約

更に事務所管理警備を人的警備から機械警備に変更する等、可能な限りの経費削減に努めてまいりましたが、昨今は再委託の入札時において不落札となるケースも発生しており、その対応に苦慮しています。

2 効率的な施設管理

第一期～第三期指定管理者としての経験を踏まえ、指定管理業務の内容を考慮しながら、適正な人員配置を行い、形骸化している届出書類の簡素化など利用者にとっての提案、更なるEDI（電子申請）化の推進等、通常業務の効率化を図ります。

一方、指定管理施設をはじめとする港湾物流施設の老朽化は、大きな課題となっています。弊社は同種工事や修繕箇所の優先順位ごとの補修を実施し、予防保全型維持管理を推進してきました。

今後、港湾局の大規模修繕工事が必要な施設についても、利用者の安全面から応急・緊急修繕を行う必要がある場合には、指定管理者として適切な判断を行い適正な支出となるように港湾局と調整し、効率的な施設管理に努めていきます。

特に道路や緑地管理においては、港湾局管理部分と隣接する範囲もあることから、港湾局に対し効率的な施工方法や実施時期についての提言も行います。

【様式3 (9)】

3 管理運営に関する提案

(3) 安全対策、防災対策、緊急時の対応策

- 施設における安全対策について、具体的な提案を記述してください。
- 事故、災害発生時の対応策、計画について、具体的に記述してください。
- 事故、災害発生時の連絡体制について、具体的な提案を記述してください。

1 安全対策

(1) 安全パトロール活動について

弊社では社員・委託業者による日常巡回に加え、定期的で開催されるふ頭関係団体との合同安全パトロールにも参加し、施設の不良箇所等の早期発見・事故防止に努めるとともに、利用者から寄せられた問題点や課題について対処しています。

今後も引き続き各種安全パトロールを積極的に実施するなど、横浜港の安全安心に努めます。

(2) 構内スピーカーによる注意喚起・情報提供

構内スピーカーを利用しふ頭利用者に対して熱中症に関する注意喚起、違法駐車車両の情報提供、荷役作業の安全や交通安全等に関する啓発を定期的に行い、利用者から好評を得ています。

また、巡回車にもスピーカーを装備し、非常時の対応を強化しています。

引き続き構内スピーカーを活用したふ頭利用者への情報提供等を行います。

(3) Twitter を活用した注意喚起・情報提供

平成 29 年よりふ頭関係者への注意喚起や情報提供を目的とした Twitter アカウント「横浜港災害交通情報 (@yokohamaportypc)」を作成し、台風の接近、降雪が予想される際の事前注意喚起や横浜港内での断水情報、国道 357 号線の事故情報、熱中症警戒アラート等、即時性の高い情報を指定管理施設利用者のみならず、横浜港利用者に対して広く周知を行っています。

今後も引き続き即時性が高い情報提供を行っていきます。

2 防災対策及び緊急時の対応策

(1) 災害が予想される場合の防災体制

管理施設又は建設工事中の施設において、自然現象又は火災・爆発等によって生じる災害の防災活動を実施する際の具体的な基準を定め活動を行っています。(表 1 参照)

なお、民間の気象情報会社と契約し、気象庁の情報とより精度の高いエリア情報を合わせて総合的に判断し、警戒準備にあたっています。

指定管理施設における警戒体制については、引き続き港湾局関係各課と緊密な連携を図っていきます。また、令和元年台風 15 号・19 号の接近による管理施設への浸水被害を受けた教訓を生かし、台風シーズン前に施設利用者に対して土嚢の配布を行うなど天災による被害を最小限にする取組も行っていきます。

(2) 台風など災害時の対応

弊社では、台風など自然災害発生のおそれがある場合、各利用者に対し注意喚起を行ってきました。また、台風通過後は巡回、施設利用者へのヒアリングを実施し、被害状況の早期把握に努めています。

今後も引き続き、管理施設において自然災害の発生のおそれがある場合は、港湾局・関係機関や利用者とは緊密に連絡を取り、危険箇所の早期発見及びその対策を行うとともに、被害状況の報告や応急措置等、復旧に向けて迅速かつ適切な対応をとります。

(3) 地震発生時の対応

震度 4 及び震度 5 弱の地震発生時には、埠頭経営課と施設課で連携した巡回を実施

し、被害状況の早期発見・対応を行い港湾局に報告します。なお、夜間・休日は弊社委託警備会社の巡回により対応し、必要に応じ弊社社員が出動する体制を整え迅速な対応、報告を行います。

(4) 事故発生時の対応

管理施設において事故が発生した場合には、港湾局に第一報を入れるとともに現場に急行し、事故状況の把握、二次災害発生防止に必要な対応を行い、安全管理に努めます。

また、港湾施設にき損が認められた場合は、原因者に対して原状回復工事を求め、施工方法・施工範囲等を指示し適切な処置を施します。

(5) ふ頭関係者への情報提供及び注意喚起

暴風雨、台風、降雪など自然災害発生時には、施設使用者へ e-FAX (FAX 一斉配信システム) に加え Twitter による注意喚起や情報提供を行うことで災害による事故防止を図ります。

なお、同じ横浜港利用者であるコンテナターミナル (国・市からの貸付施設) 使用者への情報提供についても、YKIP 担当部署と連携を図ります。

(6) その他の取組

YKIP と連携し、ふ頭内に設置してあるモニタリングカメラを有効活用し、災害時の初動確認等に役立てます。

(7) 防災訓練

令和 3 年 9 月実施予定

【緊急時の配備体制】(表 1)

体制	配備	災害の種類別	参集方法
災害対策警戒本部	1号配備	1 風水害 (1) 警報等が発令された場合 (2) 京浜港台風対策協議会で警戒態勢になり、関係機関との調整の結果、警戒態勢が必要と判断した場合。 (3) 大雪注意報が発令され、対応が必要と認められる場合 2 地震災害 震度 5 強 (臨海部以外) 3 都市災害 管理施設の被害が見込まれる場合 4 その他 副本部長 (総務課長) 必要と認める場合	事前対策 自動参集 緊急連絡 緊急連絡
	2号配備	(1) 管理施設に被害が発生した場合 (2) その他副本部長 (総務部長) が必要と認めた場合	緊急連絡
災害対策本部	3号配備	(1) 震度 5 強 (臨海部: 臨海 6 区) (2) 複数の管理施設に被害が発生した場合 (3) その他副本部長 (社長) が必要と認められた場合	緊急連絡

※自動参集の場合においても、防災用メーリングリストにより配備発令のメールが配信されることとなっています。

*これら防災及び事業継続への取組は日本政策投資銀行により優れた取組であるとの評価を得ています。

A 4 版 1 枚 (表裏使用可) 以内で記述してください。

【様式3 (10)】

3 管理運営に関する提案

(4) 個人情報への対応策

■個人情報の管理方法、体制、保護方策について具体的に記述してください。

■個人情報の保護について、管理方法と担当者への研修方法について、具体的に記述してください。

1 個人情報の保護について

「個人情報の保護に関する法律」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を踏まえて「横浜港埠株式会社個人情報保護規程」を制定し、個人情報の収集、適正な維持管理、利用制限、開示等について規定しています。

また、マイナンバーについては、「横浜港埠頭株式会社個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」を制定し、利用目的等を定めて適正な取扱いの確保に努めるとともに、法の趣旨に則った適切な管理を行っています。

2 研修の実施

弊社の「人材育成ビジョン」の研修体系に、個人情報保護研修を研修項目の一つとして位置付けており、顧問弁護士を講師とした研修や、eラーニング等により年1回実施し、日常の業務における個人情報の収集や保管等に活かしています。

また、マイナンバーの収集や取り扱いについても、取扱担当者向けの研修を実施し、適正な管理を行っています。

【様式3 (11)】

3 管理運営に関する提案

(5) 法令の遵守について

■関係法規の遵守にあたり、その方法、体制について具体的に記述してください。

1 法令順守の体制について

業務の適正を確保するため、「横浜港埠頭株式会社内部統制システム構築の基本方針」に基づき、次の体制を整えるとともに、制度の周知及び社員研修を実施しています。

- (1) コンプライアンス委員会の設置
- (2) 内部通報制度の制定
- (3) 情報公開規定・個人情報保護規定の制定
- (4) 情報セキュリティ規程の制定

2 事故防止の取組み

社員の公正な業務執行及び対外的な信頼の確保を目的として、「就業規則」に懲戒処分についての具体例を規定しています。また、役員を含む部長以上の社員で構成する経営会議や各部課単位の会議などを通じて事故防止について周知するほか、横浜市や国などからの注意喚起等の機会をとらえて周知徹底を図ります。

3 管理運営に関する提案

(6) 関係機関、団体との連携についての提案

- 港湾関係機関、団体との連絡、協議体制について、具体的に記述してください。
- 港湾関係機関、団体との連携による管理運営事業の展開について、具体的に記述してください。

弊社は、保有施設の管理運営や第一期～第三期指定管理業務において、各ふ頭利用者団体との調整会議を定期的開催し、弊社からのふ頭運営に関する情報や各ふ頭利用者団体からの物流情報を共有することにより、各ふ頭における問題点・課題等を早期に把握・解決し、物流機能に影響がないよう適切な対応を図ってきました。

今後とも「指定管理者」として横浜港に関わる多くのふ頭利用者との信頼関係をもとに、安定的な横浜港の運営に努めていきます。

1 施設管理

各ふ頭利用者団体との会議は、利用者から直接声を得る場、情報を共有する場と捉え、積極的に参加し問題点・課題等の早期把握及び迅速な解決に努めています。

今後も、そこで得た利用者からの声を受け止め、港湾施設の管理運営で蓄積された知識・経験を活用し、利用者目線に立った施設の利用方法や効率的な管理を目指します。

2 各種パトロール等

弊社では各ふ頭利用者団体が自主的に行っている各種啓発活動へ参加し、警察、労働基準監督署等と協力しながら、横浜港の「安全・安心」な港づくりに取り組んできました。

活動の具体例としては、本牧・山下ふ頭の施設利用者会等が実施する『労働安全パトロール』、本牧埠頭会・大黒ふ頭連絡協議会等で行われる『ゆっくり走ろう横浜港』、『クリーンアップキャンペーン』、本牧ふ頭近隣利用者が参加する『ボランティア清掃』、ふ頭を利用する運送業者団体による『シャーシ夜間パトロール』等に参加しています。今後も各ふ頭利用者団体との活動や警察等との情報・意見交換を行い、安全・安心な港づくりに貢献していきます。

3 災害、緊急時の対応

台風接近時には、海上保安部、港湾局と連携し情報共有を行うとともに、本牧埠頭会・大黒ふ頭連絡協議会等の関係団体と協力して利用者へ注意喚起を行っています。

台風通過後は、速やかに社員が巡回し利用者からの情報収集を行い、港湾局への確かな情報提供を行ってきました。

また、平成26年2月の大雪時には大黒大橋及び国道357号線の通行止めにより、大黒ふ頭内に帰宅困難者が多数取り残されるという事案が発生しました。これを契機に、港湾局、大黒ふ頭連絡協議会、首都高速道路㈱、横浜港湾福利厚生協会といった関係者と協議を重ね、大雪時の体制を構築してきました。

なお、弊社は降雪時の「チェーン装着の呼びかけ」や、「帰宅困難者の受け入れ」等の対応を行うこととなっています。

4 関係団体等一覧

(1) 指定管理業務に関連し連携を図っている関係団体等

本牧埠頭会、本牧埠頭沿岸荷役業者連絡会、大黒ふ頭連絡協議会

山下埠頭会、山下埠頭沿岸業者会、山下埠頭安全推進会

山下埠頭美化協力会、山下埠頭交通対策協議会

出田町埠頭振興会、鈴繁瑞穂会、横浜港建材ふ頭運営会、駐車管理委員会

(2) その他、会社が加入・参加している主な関係団体等

- ① 総務部
(一社)横浜港振興協会、日本港湾経済学会、国際港湾協会 (IAPH)
横浜商工会議所、(一社)横浜港湾福利厚生協会
- ② 運営部
(公財)日本関税協会、横浜外貿埠頭会 (大黒埠頭運営委員会)
本牧地区保税会 (本牧埠頭A突堤保税連絡会)
- ③ 技術部
(一社)港湾荷役機械システム協会、(公社)日本港湾協会
(公社)東京湾海難防止協会

A 4 版 1 枚 (表裏使用可) 以内で記述してください。

3 管理運営に関する提案

(7) その他の提案

■施設を管理運営する上で、自主的な事業があれば記述してください。

1 完成自動車を中心とした在来貨物物流への取組

横浜港においては、輸出貨物における半数近くは完成自動車を中心とした自動車関連貨物が占めています。

近年においては産業構造や国際関係の変化により日本の相対的な輸出貨物量は減少傾向にあります。依然として横浜港における自動車関連貨物は底堅い状況が続いています。ここ数年では北米、中東、オセアニアといった需要の旺盛な地域への輸出拠点の一つとして横浜港（大黒ふ頭）が利用されています。

このため、自動車メーカー及び港湾運送事業者からの大黒ふ頭内の用地に対する引き合いは強く、慢性的な用地不足が深刻な状況となっています。また、特殊機械・大型機械・産業プラント等の長大重量貨物への用地需要も高まっています。

これらの需要に応えるべく、弊社では運用面から用地の有効活用を検討するとともに、自社保有施設との相互融通を行ってきました。

また、横浜市港湾局では大黒ふ頭の自動車ターミナル化を横浜港再編の柱の一つとしており、弊社においても完成自動車の取扱い機能強化を中期経営計画の重点項目に据えていることから、取扱量や自動車メーカーの需要動向といった完成自動車物流に係る情報を定期的に横浜市港湾局へ提供しています。

今後も自社保有施設との連携や利用者調整において弊社の知見を活用し、より効率的な施設の再編を目指します。

2 弊事業との連携

弊社では総合港湾・横浜港の24時間化に対応するため、ふ頭内に通勤車両用地を確保し通勤車両駐車場事業を行ってきました。また、海上・陸上輸送網の接点としてコンテナシャーシがふ頭内に滞留し安全に支障をきたす恐れがあるため、ふ頭内安全対策の一環としてシャーシ整理事業を行ってきました。これらの事業は指定管理の枠を超えた事業として、ふ頭利用者の利便性向上、ふ頭内渋滞緩和やふ頭内道路交通の安全に貢献する横浜港における必要不可欠な事業です。

また、本牧ふ頭 A 突堤のロジスティクスパーク化や株式会社横浜港国際流通センター（大黒ふ頭）への運営参画といった横浜港のロジスティクスパーク形成にも取り組んでいきます。

第四期指定管理期間では、ふ頭の再編・再整備などが予定されており、このような状況の変化にも的確に対応し、ふ頭内の交通安全や利用者の利便性を配慮した安定的な事業を展開していきます。

3 環境にやさしい横浜港の実現

昨今、温暖化対策や地球環境保護の視点から、あらゆる分野で環境にやさしい施設の導入が進められています。弊社でも『グリーンポートの実現』を中期計画の柱に据え、保有する施設に太陽光発電設備や省エネ型照明設備など環境に配慮した設備を導入しています。

また、弊社で扱う物品購入についてはグリーン購入を進め、環境に配慮した調達を推進するとともに、資材のリデュース・リユース・リサイクルを行い、資源の有効活用を行います。

4 先進技術を活用した新たな取組の研究と積極的な導入及び国内外港湾への技術・サービスの提供

港湾の効率化・次世代化に向けた研究と国内外港湾への技術・サービスの提供を通じ、利用者に優れた価値を提供できる港湾運営の実現を目指します。

具体的取組として、横浜市・YKIP と連携しカーボンニュートラルレポートの形成に向けた水素活用システムの検討調査を実施しており、本件は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託事業である水素製造・利活用ポテンシャル事業に採択されています。

また、再生可能エネルギー100%の電力購入に向けた取組もスタートしています。

A 4 版 1 枚（表裏使用可）以内で記述してください。

【様式3（14）】指定期間中の収支計画書

1 総括表

(1) 収入

金額（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
①指定管理料（消費税含む）	591,096	595,343	599,630	603,954	608,318	
②自主提案事業収入	0	0	0	0	0	
③利用者収入（共益費）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
収入合計	594,096	598,343	602,630	606,954	611,318	

(2) 支出

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考	
①維持管理運営費							
項目	人件費	100,920	100,920	100,920	100,920	100,920	
	消耗品費、備品購入費等	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	
	光熱水費	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	
	清掃費	87,000	87,783	88,573	89,370	90,175	*1
	安全管理費（警備費等含む）	116,000	117,044	118,097	119,160	120,233	*1
	設備保守点検費	126,080	127,215	128,360	129,515	130,681	*1
	保険料	6,825	6,825	6,825	6,825	6,825	
	修繕費	100,000	100,900	101,808	102,724	103,649	*1
	租税公課等	700	700	700	700	700	
	消費税	44,771	45,157	45,546	45,939	46,336	
②自主提案事業による支出							
支出合計	594,096	598,343	602,630	606,954	611,318		

* 上記以外に必要な経費があれば区分を追加してください。

* 5年間の消費税率は10%と想定して提案してください。

* 自主提案事業については該当がある場合に記載してください。

* 参考資料として、過去5年の収支計画書と実績がわかるものを提出してください。

【参考】過去5年間の収支計画書と実績

事業計画

単位:千円

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
収入	指定管理収入	457,350	466,586	466,586	466,586	486,475
	利用者収入（共益費）	3,724	2,941	2,941	2,941	2,836
	消費税	36,887	37,562	37,562	37,562	48,932
	計	497,961	507,089	507,089	507,089	538,243
支出	警備	75,015	85,038	85,038	85,038	87,770
	清掃	58,205	57,088	57,088	57,088	57,556
	その他委託	4,895	5,020	5,020	5,020	7,634
	保険	6,588	6,968	6,968	6,968	6,674
	修繕	109,100	115,200	115,200	115,200	156,960
	点検	99,100	93,591	93,591	93,591	61,453
	一般管理費	18,371	11,455	11,455	11,455	16,071
	人件費	89,800	95,167	95,167	95,167	95,193
	消費税	36,887	37,562	37,562	37,562	48,932
	計	497,961	507,089	507,089	507,089	538,243

事業報告

単位:千円

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
収入	指定管理収入	457,350	466,585	475,075	475,680	486,476
	利用者収入（共益費）	3,113	2,591	2,550	2,831	2,716
	台風復旧費用	0	0	0	82,998	0
	計	460,463	469,176	477,625	561,509	489,192
支出	警備	74,313	83,236	87,122	84,376	84,911
	清掃	58,260	57,914	53,363	49,405	50,288
	その他委託	1,429	5,509	5,009	6,977	6,191
	保険	6,967	6,880	6,765	6,760	6,402
	修繕	124,819	145,265	120,206	188,617	164,464
	点検	82,981	62,300	86,806	96,645	61,453
	一般管理費	17,493	17,578	18,046	30,182	17,938
	人件費	93,840	89,566	93,961	86,084	89,841
	計	460,102	468,248	471,278	549,046	481,488